

中能登町立小学校及び中学校施設の使用料の減免について

No.	区分	減免率	具体的な団体等	備考
1	学校及び学校が設置する附属機関等が使用する事業	100分の100	中学校部活動、町立学校PTA・PTA連合会等	
2	町、教育委員会が主催する事業	100分の100		
3	町、教育委員会が後援する事業	100分の50		
4	町（各執行機関を含む。）が設置する附属機関等が使用する事業	100分の100	審議会、協議会、委員会、実行委員会	
5	国または県が主催する事業	100分の50		
6	国または県、他の地方自治体が町または教育委員会と共催で実施する事業	100分の100		
7	町内保育園、小学校、中学校が教育目的のため使用する場合	100分の100		
8	町内で活動する小学生、中学生が団体に使用する場合	100分の100	子ども会連絡協議会、ジュニアスポーツクラブ、スポーツ少年団（定期的に活動を行う団体）	
9	町、教育委員会が指定する公共的団体が団体本来の活動で使用する場合	100分の100	地区・町内会、自治公民館、町区長会、町社会福祉協議会、老人クラブ連合会、鹿南福祉会、町福祉団体（民生・児童委員協議会、母子寡婦福祉会、身体障害者福祉会、遺族会、子育て支援団体、社会福祉協議会ボランティア団体など）町健康づくり推進団体（食生活改善推進協議会など）、介護予防団体（地域つながりサロンなど）	（ ）内は、主な団体等。

No.	区分	減免率	具体的な団体等	備考
10	教育委員会が認める社会教育団体が使用する場合	100分の80	青壮年協議会、実年会、女性協議会、文化協会、体育協会、国際交流の会	各協会等の加盟団体及び単位団体を含む。
11	町が認める公共的団体が使用する場合	100分の80	町商工会、町観光協会、町シルバー人材センター	各協会等の加盟団体及び単位団体を含む。
12	町内の高等学校が教育目的のために使用する場合	100分の100	県立鹿西高等学校	
13	町内の高等学校の生徒が団体で使用する場合	100分の100	県立鹿西高等学校クラブ活動	
14	上記以外で、学術、文化、芸術、技術及びスポーツの振興、福祉の向上に寄与する町内の団体で、町、教育委員会が特に認めるもの	100分の70	町、教育委員会がその団体活動が適当であると認める団体	

備考

- 1 主催する事業とは、主催するものが責任と主体性を持ち行う事業をいう。
- 2 共催する事業とは、2以上の団体機関等が共に責任と主体性を分担して行う事業をいう。
- 3 後援する事業とは、責任と主体性と責任を持ち行う事業に援助がある事業をいう。
- 4 上記以外の団体（町民のみ）については、100分の50の減免措置を適用する。
- 5 減免によって算出した額が10円未満の端数が生じたときは切り捨てた額とする。